令和7年

冬の交通安全県民運動実施要領

【令和7年12月11日(木)~12月20日(土)】



佐賀県交通対策協議会

(事務局:佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室)

令和7年冬の交通安全県民運動実施要領

第1 目的

本運動は、交通事故総量を抑止するため、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路 交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、冬季における交通事故防止の徹底を図 ることを目的とする。

第2期間

令和7年12月11日(木)から12月20日(土)までの10日間

第3 主催

佐賀県交通対策協議会(構成機関・団体:別表1のとおり)

第4 推進機関・団体

別表2のとおり

第5 運動のスローガン

「やめよう!佐賀のよかろうもん運転」 ~交通死亡事故ゼロを目指して~

第6 運動の重点

重点1 横断歩行者をはじめとした歩行者の保護

重点2 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重点3 自転車等の交通ルール遵守の徹底

第7 運動の重点等に関する主な推進事項

○ 運動のスローガン:「やめよう!佐賀のよかろうもん運転」に関する推進事項

運動のスローガンである「やめよう!佐賀のよかろうもん運転」について、佐賀県の交通 事故発生の大きな要因となっている県特有の「よかろうもん運転 (携帯電話使用、合図不履 行、信号無視、車間距離不保持)」を根絶するとともに、人身事故の約4割を占める追突事 故を防止して、交通事故総量の抑止を図る。

特に、追突事故その他重大事故を誘発しかねない、運転中の携帯電話・スマートフォン等の使用について、重点的な広報啓発等により注意喚起を図る。

| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年9月末 |
|----------|--------|--------|--------|---------|
| 人身事故発生件数 | 3,238件 | 3,144件 | 2,623件 | 1,711件 |
| うち追突事故件数 | 1,396件 | 1,295件 | 1,072件 | 690 件 |
| 追突事故の割合 | 43.1% | 41.2% | 40.9% | 40.3% |
| 全国平均 | 30.2% | 29.4% | 28.9% | 27.8% |

- (1) 運転中の携帯電話・スマートフォン等の使用禁止、早めの合図、信号の遵守、車間距離の保持等、安全運転に関する基本的事項についての広報啓発の積極的推進
- (2) 車間距離、合図の要領、余裕を持った行動等をまとめた、追突事故防止のための「みっつの3」運動の推進

追突事故防止のための「みっつの3」運動

(平成26年1月20日佐賀県交通対策協議会決定)

- ① 「3秒間の車間距離」
- ・中央線等を目印に、前車との距離を3秒以上取りましょう。 ~十分な車間距離~
- ② 「3秒・30メートルルール(方向指示器)の徹底」
- ・ 進路変更の合図は、 進路変更する3秒前で。
- ・右左折の合図は、30メートル手前で。 ~早めの合図は、周りの人への思いやり運転~
- ③ 「3分前の出発」
- ・先を急ぐ運転が特に危険。
- ・心に余裕を持つことで追突事故を防ぐ。
 - ~焦らず、急がず、安全確認~
- (3) 追突事故の加害者となりやすい若者世代を対象に、交通事故防止を自分事として考えさせるとともに、交通事故防止に配慮した行動を促すための広報啓発活動の推進
- (4) 広報紙(誌)等、各種広報媒体を活用した積極的かつ多角的な広報の推進

○ 重点1:「横断歩行者をはじめとした歩行者の保護」に関する推進事項

本県においては、本年9月末時点で、車両対人による交通事故は154件(前年同期比+1件)、交通死亡事故は11件(前年同期比-4件)と減少傾向で推移しているが、歩行者が被害に遭う交通死亡事故が5件発生しており、うち2件は夜間の道路横断中に発生していることから、歩行者に対して、安全な横断方法の実践について促進していくとともに、反射材用品等の着用についても強く促していくことが必要である。

加えて冬季は、日没時間が早く、視認性が低下するなどの要因から、夕暮れ時や夜間を中心に、歩行者が関係する重大事故の発生が懸念されることから、歩行者の安全確保のため、次の事項を推進する。

- (1) 歩行者の交通事故防止対策
 - ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視 覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
 - イ 通学路等のこどもが日常的に移動する経路等における見守り活動の推進
 - ウ 「ゾーン30プラス」の整備をはじめとする生活道路における交通安全対策の推進
 - エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
 - オ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発の推進
- (2) 夕暮れ時から夜間の交通事故防止対策

- ア タ暮れ時から夜間における人身事故の特徴(薄暮時における横断中の事故が多いなど) を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時の早めのライト点灯を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 自動車運送業をはじめとする各種事業者による従業員への夜間の運転時の注意喚起を 促す取組の推進
- (3) 歩行者への交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ア 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道以外横断等の法令違反がある場合や、 夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
 - イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの基本的な 交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動とし て、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、 横断中も周囲の安全を確認することなどを促す取組の推進
 - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴(飛び出しが多いなど)を踏まえた交通安全教育 等の推進
 - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼 児・児童への教育を促す取組の推進
 - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(夜間における横断歩道以外横断中が多いなど)を踏ま え、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(認知機能の低下、視野狭窄の 増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための 交通安全教育等の推進

ハンドサインで渡ろう運動

歩行者がドライバーに対して

①手を上げる

②手を差し出す

③ドライバーに顔を向ける ④ドライバーの目を見る

のハンドサインにより、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を 始めること、横断中も周りに気を付けること

高齢者交通安全五則(まみむめも)(平成24年10月15日佐賀県交通対策協議会決定)

ま・・・ 待つ (安全が十分に確認できるまで待つ)

み・・・ 見る (周囲の状況を見る)

む・・・ 無理をせず止まる(交差点では無理をせず止まる)

・・・ 目立つ(反射材用品を着用して目立つ)

も・・・ もっと知る(自分の身体機能の変化をもっと知る)

(4) 運転者への歩行者優先意識等の徹底

ア
運転者に対し、歩行者優先の徹底をはじめとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるため の交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で 進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

○ 重点2:「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」に関する推進事項

本県において飲酒運転が絡む交通事故は本年9月末時点で84件(前年同期比+14件)と 増加傾向にあり、いまだ飲酒運転等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない状況 にある。

また、車間距離を極端に詰めたり、幅寄せといった妨害運転(いわゆる「あおり運転」。以下同じ。) についても、社会問題となっていることから、次の項目を推進する。

(1) 飲酒運転の根絶

- ア 飲酒運転を絶対にしない、させないという「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する 自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

飲酒運転の危険性

- アルコールには、少量でも脳の動きを麻痺させてしまう作用があり、運転に 必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下して、車間距離を見間違う、危険 を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど、飲酒運転は、交通 事故に直結する悪質で危険な行為である。
- 飲酒運転の死亡事故発生率は、飲酒なしの場合と比べると高く、飲酒運転による交通事故が死亡事故につながる危険性が非常に高い。
- 夜遅くまで飲酒した場合、翌朝には体内にアルコールが残っている可能性が あるので、車の運転は控える。
- 翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心が けることが重要である。

(2) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ち を持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

○ 重点3:「自転車等の交通ルール遵守の徹底」に関する推進事項

本県において自転車関連の交通事故発生件数は本年9月末時点で198件(前年比-37件) と減少傾向で推移している。

また、自転車利用者は、被害者のみならず加害者になる可能性もあることから、自転車の交通ルール遵守と安全確保に向けた取組を推進し、自転車損害賠償保険への加入促進を図る

必要がある。

さらに、道路交通法の一部改正(令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。)により、自転車運転者のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設され、令和6年11月1日から施行されたほか、令和8年4月1日からは、自転車について交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入される。

また、特定小型原動機付自転車に関しては、16 歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対し、自転車の通行場所をはじめとする交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知
 - ア 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを 踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用 五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所にお ける通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、 二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防 止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ 自転車に対するルール(ながらスマホの禁止、酒気帯び運転、交通反則通告制度)に 関する広報啓発の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット、反射材用品着用の必要性及びその被 害軽減効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等 の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など、 安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促 す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済のための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

自転車安全利用五則(令和4年11月1日中央交通安全対策協議会交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール

の理解・遵守の徹底を促す取組の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用へルメット着 用を促す取組の推進

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、「第7 運動の重点等に関する主な推進事項」及び別表3(推進機関・団体の推進事項)を踏まえ、推進機関・団体が相互に連携して、以下の要領により効果的な運動の展開に努める。

その際、交通事故被害者等の視点に配意しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴え、理解の増進に努める。

- (1) 推進機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 推進機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する外国人に対する交通安全教育等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や各種取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 推進機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 推進機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。
- (5) 県及び市町は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。 その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通 ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT (情報通信技術) の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。
 - ア地域、家庭等における活動
 - (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
 - (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
 - (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
 - (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
 - (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
 - イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動
 - (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行 中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育 の実践

- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険 険筒所の把握と解消
- (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ウ 中学校、高等学校、大学等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗用中の安全な 交通行動等の指導
 - (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進
- エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗用中の安全な 交通行動等の指導
 - (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険 箇所の把握と解消
- オ 職域における活動
 - (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教育等の開催
 - (4) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模 節的な運転の実践
 - (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用 の徹底
 - (カ) 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進、ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
 - (キ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルール 理解・遵守の徹底
 - (ク) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
 - (ケ) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底
- カ 在留外国人・訪日外国人に対する交通安全教育等の充実
 - (ア) 日本語学校や外国人コミュニティー等における交通安全教育等の推進
 - (4) 使用者や関係機関等による外国人運転者に対する交通安全教育等の推進
 - (ウ) レンタカー業者等と連携した車両貸出し時におけるパンフレット等による日本の交 通ルールの周知

第9 効果評価の実施

県・市町及び関係機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第10 報告

市町及び関係機関・団体は、「運動の主要行事計画等」を別記回答フォームにより 11 月 28 日(金)まで、「運動の実施結果等」を別記回答フォームにより 1 月 9 日(金)までに、佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室(佐賀県交通対策協議会事務局)宛に報告すること。

別表1

◎ 佐賀県交通対策協議会構成機関・団体

| 佐賀県 | 佐賀県地域婦人会交通安全母の会 |
|---------------|-----------------------------|
| 佐賀県議会 | 佐賀県商工会議所連合会 |
| 佐賀県教育委員会 | 佐賀県商工会連合会 |
| 佐賀県警察本部 | 日本青年会議所九州地区 佐賀ブロック協議会 |
| 佐賀運輸支局 | 佐賀県PTA連合会 |
| 佐賀国道事務所 | 佐賀県高等学校PTA連合会 |
| 佐賀労働局 | 佐賀県子ども会連合会 |
| 佐賀県市長会 | 佐賀県老人クラブ連合会 |
| 佐賀県町村会 | 西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所 |
| 佐賀県交通安全協会 | 九州旅客鉄道株式会社 |
| 佐賀県安全運転管理者協議会 | 佐賀県保育会 |
| 佐賀県自家用自動車協会 | 佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会 |
| 佐賀県トラック協会 | 日本自動車連盟佐賀支部 |
| 佐賀県バス・タクシー協会 | |
| 佐賀県指定自動車学校協会 | |

以上28機関・団体(順不同)

別表2

◎ 推進機関・団体

| 佐賀県 | 佐賀県地域婦人会交通安全母の会 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 佐賀県議会 | 佐賀県商工会議所連合会 |
| 佐賀県公安委員会 | 佐賀県商工会連合会 |
| 市町(県内20市町) | 日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会 |
| 佐賀県警察本部 | 佐賀県PTA連合会 |
| 佐賀県教育委員会 | 佐賀県高等学校PTA連合会 |
| 佐賀県市長会 | 佐賀県子ども会連合会 |
| 佐賀県町村会 | 佐賀県老人クラブ連合会 |
| 佐賀県消防協会 | 佐賀県連合青年団 |
| 佐賀地方裁判所 | 佐賀県長寿社会振興財団 |
| 佐賀地方検察庁 | 佐賀県保育会 |
| 佐賀国道事務所 | 佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会 |
| 佐賀労働局 | 佐賀県女性と生涯学習財団 |
| 佐賀地方気象台 佐賀運輸支局 | 西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所、久留米高速道路事務所、 |
| 九州農政局佐賀地域センター | 長崎高速道路事務所 九州旅客鉄道株式会社 |
| 自衛隊佐賀地方協力本部 | 松浦鉄道株式会社 |
| 佐賀県交通安全協会 | 佐賀県高速道路交通安全協議会 |
| 自動車安全運転センター佐賀県事務所 | 自動車事故対策機構佐賀支所 |
| 佐賀県安全運転管理者協議会 | 佐賀自賠責損害調査事務所 |
| 佐賀県自家用自動車協会 | 佐賀県自動車整備振興会 |
| 佐賀県トラック協会 | 佐賀県弁護士会 |
| 佐賀県バス・タクシー協会 | 佐賀県公民館連合会 |
| 佐賀県指定自動車学校協会 | 佐賀県中古自動車販売協会 |
| 佐賀県医師会 | 軽自動車検査協会佐賀事務所 |

| 佐賀県歯科医師会 | 佐賀県農業協同組合中央会 |
|--------------------|--------------------|
| 佐賀県国公立幼稚園会 | 全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部 |
| 佐賀県高等学校生徒指導連盟 | 佐賀県農業協同組合 |
| 佐賀県高等学校協会 | 佐賀県石油商業組合 |
| 佐賀県小中学校長会 | 日本自動車連盟佐賀支部 |
| 佐賀県経営者協会 | 佐賀新聞社 |
| 佐賀県建設業協会 | 朝日新聞社佐賀総局 |
| 佐賀県労働基準協会 | 共同通信社佐賀支局 |
| 佐賀県交通運輸労働組合協議会 | 時事通信社佐賀支局 |
| 佐賀県人権擁護委員会連合会 | 西日本新聞社佐賀総局 |
| 佐賀県民生委員児童委員協議会 | 日本経済新聞社佐賀支局 |
| 日本二輪車普及安全協会 九州事務所 | 毎日新聞社佐賀支局 |
| 佐賀県建設労働組合連合会 | 読売新聞社佐賀支局 |
| 佐賀市個人タクシー協同組合 | 株式会社サガテレビ |
| JR九州佐賀駅構内タクシー協会 | NHK佐賀放送局 |
| 佐賀玄海漁業協同組合 | NBCラジオ佐賀 |
| 佐賀県有明漁業協同組合 | エフエム佐賀 |
| 佐賀県飲食業生活衛生同業組合 | えびすFM |
| 佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 | FMからつ |
| 佐賀県左官業協同組合 | |
| 佐賀県道路用コンクリート製品工業組合 | |
| 佐賀県石材工業協同組合 | |
| 佐賀県軽自動車協会 | |
| 佐賀県自動車販売店協会 | |
| | · |

以上92機関・団体(順不同)

◎ 推進機関・団体の推進事項

| 推進機関・団体 | 推進事項 |
|----------|--|
| 各機関・団体共通 | 1 あらゆる広報媒体を活用して交通安全に関する広報啓発活動の強化推進を図る。特に現在、佐賀県が置かれている厳しい交通情勢についての周知徹底を図る。 2 自組織内全ての職員に運動の周知徹底を図るとともに、自組織内職員による率先的な行動を推進する。 3 運動の重点に関するキャンペーンを展開する。 4 交通安全用品について効果の周知と普及促進を図る。 5 報道機関等に対して運動の取組について積極的に資料提供し、運動の周知と交通安全の啓発を推進する。 6 こどもや高齢者に対し、街頭での「声掛け運動」を積極的に実施する。 7 「よかろうもん運転(携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持)の根絶に向けた広報啓発(特に携帯電話使用を重点) 8 追突事故防止のための「みっつの3」運動の広報啓発活動の推進強化を図る。 9 「横断歩道における歩行者保護」、「横断歩道以外の道路横断者の存在とその危険性」、歩行者に対する横断歩道利用の呼び掛け等、道路横断中における交通事故を根絶するための広報啓発活動の推進強化を図る。 10 「ハンドサインで渡ろう運動」を展開し、手を上げて道路を横断すること等の実践を促す。 11 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。 12 夜間における交通事故防止のため、「原則ハイビーム」及び早めのライト点灯、明るい服装や反射材着用の広報啓発活動の推進強化を図る。 13 自転車の正しい通行方法と「自転車安全利用五則」の広報啓発活動の推進強化を図る。 14 全ての自転車利用者に対する、ルメット着用の努力義務化の周知と着用の徹底を図る。 15 自転車利用者に対する「自転車損害賠償保険」への加入促進を図る。 16 「特定小型原動機付自転車」の交通ルールの周知と遵守、ヘルメット着用の徹底を図る。 |

| 県 | 1 市町、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における自主的な運動の展開を要請する。 2 各市町、関係機関・団体が実施する交通安全イベント、交通安全教室等を支援する。 3 運動の重点等に関するチラシ等の作成配布、テレビ、ラジオ、新聞等への資料提供と各種広報媒体の積極的活用により広く県民に運動の重点等の周知徹底を図る。 4 広報車を活用した広報活動を実施し、広く県民に運動の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。 |
|-----------|--|
| 市 町 | 1 広報車、有線放送、ケーブルテレビ等を活用して、住民に運動の重点等の周知徹底を図るとともに、運動への積極的な参加を促進する。 2 交通指導員、学校、老人クラブ等と連携、協力して、特にこども、高齢者に対する保護・誘導活動を推進する。 3 交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携、協力して、交通安全キャンペーン等を実施する。 4 こども、保護者、高齢者等世代間交流に着目した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 5 地域をあげた飲酒運転根絶気運の醸成を図る。 |
| 数 | 1 こども、高齢者に対する交通安全教育を積極的に実施する。 2 重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化する。 3 交通事故多発交差点や路線を重点とした交通監視活動や保護誘導活動を強化し、道路利用者の交通安全意識の高揚を図る。 4 自転車等利用者に対する街頭指導等を強化する。 5 関係機関・団体が行う各種交通安全活動に対する積極的な支援を行う。 6 飲酒運転根絶に向けた各種施策の強化を図る。 |
| 学 教育委員 | 1 園児や小・中・高校生に対する交通安全教育、特に道路の正しい横断方法や自転車の正しい乗り方等についての指導を徹底する。 2 自転車等利用時におけるヘルメット着用の徹底を図る。 3 こどもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について指導する。 4 家庭や関係機関との緊密な連携により、通学自転車等の点検整備と駐輪及び走行マナーの向上や自転車等利用中における携帯電話の使用禁止、傘差し運転や二人乗りの禁止等についての指導を徹底する。 5 家庭や関係機関との緊密な連携により、自転車損害賠償保険の加入を促進するとともに、交通安全意識の高揚を図る。 |

| | 1 体弱束无极木体以上,刺进了点束无刃排除及水气束换。何况除束无 |
|------------|---|
| | 1 街頭車両検査等による整備不良車両の排除及び無車検、無保険車両 運行防止の指導・啓発を図る。 2 自動車整備工場に対する不正改造防止等の指導を強化する。 |
| 運輸支局 | 2 日勤単金備工場に対する不正以垣的工寺の指導を強化する。 3 自動車運送事業者に対して、運行管理、車両管理の適正化を指導す |
| | る。 |
| | 4 自動車点検整備についての啓発活動の強化を図る。 |
| | 1 交通危険箇所及び事故多発地点・区間に対する点検を行い、安全対 |
| 道路管理者 | 策に努める。 |
| | 2 道路クリーン作戦を効果的に推進し、道路不正使用、放置物件、違 法広告物等の是正指導と道路の適正管理を図る。 |
| | 1 事業主、衛生管理者等を通じて、運転者の健康管理と過労運転の防 |
| | 1 事業主、衛生自連有等を通じて、連転有の健康自連と週カ連転の例 止に努める。 |
| | 2 「交通労働災害防止のガイドライン」の普及と遵守を図る。 |
| 労 働 局 | 3 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、自動 |
| | 車運転者を雇用する事業所に対する監督指導を通じて、本運動の効果 |
| | 的推進を図る。 |
| | 1 テレビ、ラジオ、啓発チラシ等により、運動の周知徹底を図る。 |
| | 2 運転者等に対する講習会を開催し、こどもや高齢者に対する「思い |
| | やり運転」等の交通安全意識の高揚を図る。 |
| | 3 高齢運転者、高齢歩行者等に対する交通安全意識の高揚を図る。 |
| | 4 自転車等利用者のルール遵守とマナー向上のための広報強化を図 |
| 交通安全協会 | - る。 5 反射材等交通安全用品の活用と普及促進を図る。 |
| | 5 反射材等交通安全用品の活用と普及促進を図る。 6 「TSマーク」を始めとした、自転車損害賠償保険の加入促進を図 |
| | る。 |
| | 7 ハンドルキーパー運動の普及促進と地域における飲酒運転根絶気運 |
| | の醸成を図る。 |
| | 1 事業所における交通安全教育と基本業務の遂行を徹底する。 |
| 安全運転管理者協議会 | 2 事故・違反を防ぐ社内体制の整備を推進する。 |
| 女 土) | 3 運転者と車両の管理を徹底し、安全運転意識向上と飲酒運転及び整 |
| | 備不良車運転の撲滅を図る。 |
| | 1 学校その他の関係機関・団体と連携し、児童や生徒に対する交通安 |
| 高等学校PTA連合会 | 全教育を推進する。 2 家庭における交通安全に関する「保護者と子の対話」を推進する。 |
| PTA連合会 | 2 家庭における文通女主に関する「未暖する」があって推進する。 3 学校等と協力して自転車等の交通ルール遵守と交通マナー向上の指 |
| 子ども会連合会 | 導に努める。 |
| | 4 自転車等乗車時における乗車用ヘルメット着用の徹底を図る。 |
| | |

| | 1 女学房におけて大活史人に明ナフ学佐人業の問題とに出土てよい |
|--|--|
| 地域婦人会交通安全母の会 | 1 各家庭における交通安全に関する家族会議の開催を促進するなど、「交通安全は家庭から」の指針を定着させ、交通安全意識の高揚を図る。 2 「愛の一声運動」を推進し、地域一体となってこどもや高齢者に対する安全な歩き方の指導と道路横断時の保護・誘導活動を強化する。 3 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者世帯に対する訪問指導を行うなど、関係機関等と一体となった地域ぐるみの交通安全活動を推進する。 1 地域における青年団活動やサークル活動において、安全運転をテー |
| 連合青年団 | マとして取り上げ、若者の交通安全意識の高揚を図る。 2 若者に対し、こどもや高齢者を交通事故から守るための「思いやり 運転」や飲酒運転の根絶など運動重点の推進を呼び掛ける。 |
| 老人クラブ連合会 県長寿社会振興財団 | 1 各種会合等での交通安全意識の高揚と交通安全行事等への積極的な参加を呼び掛ける。 2 「高齢者交通安全五則(まみむめも)」の周知徹底と、正しい横断の断の方法などの交通ルールの遵守や確実な安全確認の励行を推進する。 3 70歳以上の運転者の高齢運転者マークの使用促進を図る。 4 老人交通指導員や交通安全部会の設置及びシルバーリーダーの養成等自主活動の促進を図る。 5 高齢者に対する反射材の効果を周知徹底させ、その活用を促進し、高齢者の交通事故防止を図る。 6 加齢に伴う運動・運転能力が変化していることを理解・認識させ、自覚に基づく安全行動や安全運転の実践を呼び掛ける。 |
| 鉄 道 事 業 者 | 1 鉄道沿線、駅構内及び列車内において、踏切事故防止について広報を行う。2 踏切の保安施設等の点検整備を推進する。 |
| 石油販売関係団体 商工会議所連合会 商工会連合会 農業協同組合 建設業協会 日本青年会議所 | 1 ポスター、立看板、店内放送等による交通安全広報を実施する。 2 来客、来訪者に対して、こどもや高齢者に対する「思いやり運転」 等の交通安全意識の高揚を図る。 3 駐車場の整備や駐車場マップ等の配布により、違法駐車の追放を推 進する。 4 公共交通機関の利用促進を図る。 |
| トラック協会 バス・タクシー協会 | 1 特に、こどもと高齢者を交通事故から守るための「思いやり運転」 を積極的に推進するなど、交通マナーの実践を啓発する。2 運行管理者等は、早めのライト点灯やハイビームの活用等、夜間の 運転等の注意喚起を促す取組を推進する。3 飲酒運転根絶のための啓発活動を積極的に推進する。 |

| 自動車販売店関係 | 1 車両の点検整備を通じて、安全運転の呼び掛けを行う。2 自動車販売時におけるチャイルドシートとシートベルトの正しい着用等の「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転を奨励する。3 飲酒運転、若者による暴走運転など無謀運転の追放気運の醸成を図る。 |
|---------------------|--|
| 日本二輪車普及安全協会 九 州 支 部 | 1 ヘルメットの正しい着用と目立つ服装の着用を呼び掛ける。 2 二輪車の点検整備の励行と不正改造車両に対する改善指導の徹底を図る。 3 グッドライダー宣言を普及し、交通安全意識の高揚を図る。 4 自動二輪車の二人乗りに関する正しい技能及び知識についての理解の促進を図る。 5 店頭における「ワンポイント・アドバイス」の徹底を図り、安全運転の励行を奨励する。 6 若者の無謀運転等の追放気運の醸成を図る。 |
| 自動車整備振興会 | 1 車両の点検整備を通じて、安全運転の励行を呼び掛ける。 2 不正改造を防止するとともに、定期点検の励行を促進する。 |
| 高速道路交通安全協議会 | 1 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を 実施する。2 各種活動を通じて、早めのライト点灯や追突事故の抑止及び防衛運 転の徹底を促すなどの交通安全活動を推進する。3 高速道路走行マナーの向上と正しい高速道路運転の推進を図る。 |
| 自家用自動車協会 | 1 各種活動を通じて、高齢者の交通事故防止など本運動の重点について積極的な促進を図る。2 ポスター、パンフレット、チラシ、立看板等による交通安全広報を実施する。 |
| 指定自動車学校協会 | 1 運転者教育の充実を図り、より安全な運転行動のとれる運転者の育成を図る。2 ポスター、立看板等による交通安全広報を実施する。 |
| 自動車安全運転センター | 1 ポスター、チラシ等による交通安全広報を実施する。 2 運転免許に関する経歴(記録)証明書の活用を推進し、運転者の交通 安全意識の高揚と企業等における安全運転管理の効果的な実施を呼び 掛けるとともに、SDカードの普及促進を図る。 3 交通違反等により運転免許の効力の停止を受ける直前に達した運転 者に対して、その累積点数を書面で通知し運転免許の停止処分等受け ることのないよう安全運転を促す。 |

| 日本自動車連盟佐賀支部 | 1 各種交通安全講習会(座学、参加・体験・実技型)を通じて、安全行動や安全運転の実践の徹底を図る。 2 各種イベント時における広報啓発活動により、交通安全意識の高揚を図る。 3 シートベルト着用及びチャイルドシート使用状況の調査を実施し、公表するなどして、着用・使用の徹底の徹底を図る。 |
|-------------|---|
| 報道機関 | 本運動の普及、啓発を目的とした広報を積極的に行い、県民の交通安全 全意識の高揚を図る。 |